

2022年3月31日

株式会社イデックスビジネスサービス

## 労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

「労働者派遣法」に基づき、以下の通りマージン率を公開いたします。

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。計算方法は以下の通りです。

〔派遣〕（令和4年4月1日現在）

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
38名	9件	19,943円	13,064円	34%

(マージン率に含まれるものとして)

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇
- ・健康診断費用
- ・営業・管理・事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料
- ・派遣労働者の募集にかかる費用
- ・通信費をはじめとする諸費用

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

締結している  締結していない

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 【キャリアアップに資する教育訓練計画】

対象者	研修名	費用負担	賃金支給
入社1年目	社会人としての行動基礎、ビジネスマナー、コンプライアンス、パソコンスキル	無償	有給
入社2年目	エクセル/マクロ操作、ワード/ビジネス文書作成 パワーポイント/企画書作成、ストレスマネジメント	無償	有給
入社3年目	説得力のあるプレゼンスキル、論理的思考、文書作成	無償	有給

キャリアコンサルティングの相談窓口：本松

(TEL：092-291-5055)